

2 互 助 会

平成12年度の互助会短期給付の給付概況は、次のとおりである。

種 別	件 数 (件)	金 額 (千円)	会員1人 当たり給 付額(円)	種 別	件 数 (件)	金 額 (千円)	会員1人 当たり給 付額(円)
医療補助金 (会 員) (被扶養者)	98,150 104,044	139,480 146,377		出産見舞金 (会 員) (配偶者)	455 537	22,750 16,110	
死亡弔慰金 (会 員) (被扶養者等)	17 498	17,000 26,090					
災 害 見 舞 金	5	5,321		合 計	203,706	373,128	18,270

第3節 退 職 給 付

平成12年度の教職員に対する退職給付等の執行状況は、次のとおりである。

1 恩 給

(1) 恩給の支給及び受給者数の状況

① 支給人員及び支給額

普通恩給等の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

人員：平成13年3月31日現在

学校種別	普 通 恩 給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	232	417,782	303	455,427	11	14,976	3	1,946	549	890,131
中 学 校	24	116,304	135	219,419	8	10,396	1	1,246	168	347,365
盲・ろう学校	0	0	1	1,147	1	231	0	0	2	1,377
高等 学 校	0	0	0	0	1	773	4	4,090	5	4,863
教育庁・ そ の 他	3	3,985	13	13,338	0	0	2	1,891	18	19,213
計	259	538,071	452	689,331	21	26,376	10	9,173	742	1,262,951

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

② 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給 1,132,700円
扶 助 料 792,000円

恩 給 種 別	裁 定	失 権
普 通 恩 給	0 件	37 件
扶 助 料	4	41
退 隠 料	0	1
遺 族 扶 助 料	0	0
計	4	79

2 退 職 手 当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学 校 種 別	人 員 (人)	金 額 (千円)
教育庁・その他	11	286,915
小 学 校	780	5,833,693
中 学 校	563	3,715,906
高 等 学 校	703	6,552,523
盲・ろう学校	34	159,730
養 護 学 校	158	526,427
計	2,249	17,075,194

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律（法律第22号）が、平成12年3月31日公布された。

① 恩給年額の増額

平成11年度における公務員給与の改定、消費者物価、その他諸般の事情を総合勘案して、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額が、平成12年4月分以降、0.25%引き上げられた。